

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年10月24日

広島高速道路公社 理事長 友道 康仁

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 広島高速道路公社財務会計システム導入・運用管理業務
- (2) 業務内容 広島高速道路公社の財務会計システムとして、公営企業用財務会計パッケージソフトを導入（初期設定等）のうえ運用管理を行う。
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和12年3月31日まで（長期継続契約）  
導 入：契約締結の日から令和8年3月31日まで  
運用管理：令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（48ヶ月）

### 2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 平成26年度以降に、自社開発による公営企業会計システムのパッケージソフトを導入し、かつ、公営企業と運用管理契約を締結した実績のある者。
- (2) 公告の日において、広島県における令和4～6年 物品・委託役務競争入札参加資格者名簿の「55Dシステムの保守・管理」に登録を有する者。
- (3) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者。
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者。
  - ③ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者。
- (5) 公告の日から特定の日までの間において、広島県の指名除外措置又は広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告の日から特定の日までの間において、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は、除く。

- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 業務の実施方針、実施フロー及び工程計画

業務理解度、実施手順の妥当性等

(2) 特定テーマに対する技術提案書

的確性、実現性

### 4. 手続等

(1) 担当部課

1) 入札・契約手続に関すること

〒732-0033 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社総務部総務課財務係 電話 082-508-6848

2) 業務内容・技術資料に関すること

〒732-0033 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社総務部総務課財務係 電話 082-508-6848

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、広島高速道路公社のホームページから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、以下の交付場所でも交付する。

1) 交付期間：公告の日から令和6年11月7日（木）まで

2) 入手方法：広島高速道路公社ホームページの調達情報のページから入手可能

(アドレス <https://www.h-exp.or.jp/> )

3) 交付場所：(1) 1) に同じ

4) 交付方法：ホームページから入手できない場合は、直接手渡しによる交付とする。

郵送又はFAXによる交付依頼には応じない。

5) 添付資料：本業務の説明書には、契約書（案）、仕様書（案）を添付している。いずれ

も上記の入手方法及び交付場所で入手及び交付可能である。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- 1) 受領期限：令和6年11月7日（木）午後5時00分まで（必着）
- 2) 提出場所：(1) 1) に同じ。
- 3) 提出方法：2部を郵送することとし、持参又はFAXによるものは認めない。なお、郵送方法は一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法で行うこと。

(4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- 1) 受領期限：令和6年11月22日（金）午後5時00分まで（必着）
- 2) 提出場所：(1) 1) に同じ。
- 3) 提出方法：2部を郵送することとし、持参又はFAXによるものは認めない。なお、郵送方法は一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法で行うこと。

## 5. その他

- (1) 契約保証金 要
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 長期継続契約における特約

本件公告に示した契約は、長期継続契約である。広島高速道路公社の令和7年度以降における予算が減額又は削減された場合は、契約の解除又は変更を行うことがある。この契約の解除又は変更により受注者に損失が生じた場合、受注者はその損失の補償を広島高速道路公社に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、広島高速道路公社と受注者が協議して定める。

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1) 1) に同じ。
- (5) 技術提案書に関するヒアリングを行う。
- (6) 詳細は説明書による。